

# Point

J R 東海 労 大阪修繕車両所分会分会情報

No. 74 2010. 10. 17.

発行責任者 坂東 貞男

編集責任者 教 宣 部

## 組合掲示物不当撤去に 断固抗議する！！

10月16日、会社・管理者は不当にも大阪修繕車両所分会の組合掲示板に掲示している「JR東海労二ニュースのNo. 1476」の撤去を通告してきた。

これまで組合掲示物の不当な撤去は、地方労働委員会はもとより、中央労働委員会、そして地方裁判所、最終的には最高裁判所においても会社の不法性・不当労働行為が認められています。

その最たるものが2008年12月2日に行われた「大一両分会の組合掲示物不当撤去に関わる行政訴訟の敗北に伴う中労委命令の実行(旧大一両分会小林分会長への謝罪文の手交)」でした。

従って、会社・管理者の行為は不法性・不当労働行為であることが社会的に明らかになっているのです。

にもかかわらず再び不当撤去＝不当労働行為を行ってきたということは、最高裁判所の決定すら愚弄する行為であり、企業として守って当然の社会的規範や企業倫理(モラル)、つまり企業コンプライアンス(法令遵守)が守られていないことになります。

会社・管理者は、不当なことと知りながらあえて不当な掲示物撤去を繰り返してきたことは悪質極まりない行為であり、最近の不祥事に対する注意喚起を行う資格は全くないと言えます。

## 大阪修繕車両所分会は断固抗議する！！

【裏面に撤去されたJR東海労二ニュースNo. 1476を掲載】

## 会社ぐるみで事実の隠蔽か!?

9月26日、新幹線東京第二運輸所で再教育のために日勤をしていたJR東海労組合員である運転士に対して、東京第二運輸所の助役が「ノートを買って就業規則を書き写した方がいい」と言い、さらに「就業規則を貸してあげますが、私の物ですから他の助役に渡さないように」と運転士に就業規則を渡しました。運転士は業務命令と受け止め、翌日から就業規則の写経（書き写し）を行いました。

このような業務指示は、兵庫県人権擁護委員会でも人格権の侵害と認定されていることであり、断じて許すわけにはいきません。

新幹線地本が、会社に対してこの事態の説明を求めました。すると会社からは「運転士本人が就業規則を勉強したいというので貸した」との回答でした。しかし、この回答は全くの虚偽です。運転士は、再教育の中で一切就業規則を勉強したいなどとは言っていません。乗務復帰に向け努力していました。したがって、回答が事実と違うため再調査するよう要請しました。ところが驚いたことに、会社は「調べた結果である」と、その要請を拒否したのです。

このようなことは、会社ぐるみの事実の隠蔽であり、あってはならないことです。助役が虚偽の報告をしていることは間違いありません。にもかかわらず、そのことを再調査することなく「調べた結果」として結論付けることは、現場責任者と新幹線鉄道事業本部上層部が一体となって事実の隠蔽工作をしたことに他なりません。

社会的にも検察庁による証拠の改竄と隠蔽が問題とされている中、JR東海でも同じことが行われていることを見過ごすわけにはいきません。人権侵害しかり、隠蔽工作しかり、私たちはこのような会社の姿勢を断じて許さず、現状を変えるために闘います！

就業規則の写経(書き写し)は、  
人権侵害実害口だ！